

令和7年度産地輸出支援事業（カナダ：かんしょ）業務委託仕様書

1 目的

カナダ向け本県産かんしょの輸出量の増を図るため、現地量販店におけるプロモーション活動などにより、カナダ市場における本県産かんしょの認知度を向上させるとともに、カナダ市場における競合商品比較調査を行い、継続的な輸出に繋げる取組を実施する。

2 委託業務名

令和7年度産地輸出支援事業（カナダ：かんしょ）業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

本事業は、本県産かんしょの輸出量の増を図るため、認知度向上に向けた販売促進活動に取り組むとともに、カナダ市場における本県産かんしょと競合商品との比較調査業務を委託する。

（1）対象国

カナダ

（2）事業項目

ア 販売促進活動

- ・量販店における試食提供、販売促進の実施
- ・消費促進のための食べ方の提案、普及 等

イ カナダ市場における競合商品比較調査

- ・中国産、韓国産、ベトナム産その他競合商品と本県産かんしょの評価に関する
現地バイヤーまたは消費者へのヒアリング調査
- ・量販店での販売価格、取扱状況調査

ウ その他

その他、現地評価向上や着荷状況調査など本県産かんしょの輸出量の増に向けた取組
なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議の上、必要に応じて適宜修正できるものとする。

（3）年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び輸出目標額等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ毎月進捗状況及び輸出の実績を報告すること。

（4）業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、量販店等から得た販売実績のデータを含む。）を1部提出すること。

ア 提出期限

業務完了後 60 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

5 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする。

- ・対象国へ本県産農産物を輸出するルートが確立されている輸出業者等
- ・事業内容について産地の合意が得られていること

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

試験輸送により生じたロスに伴う損金については、県と協議の上、委託費の 3 割の範囲内で補填することを可能とする。

産地の出荷状況等により当初計画した数量の輸出が困難となった場合等における事業費の余剰分については、県と協議の上、他の品目で実施する等、可能な限り県産品の輸出拡大に取り組むものとする。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言してはならない。

(6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権及びノウハウ等の知的財産権は県に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

以上